

地方消費者行政強化作戦

趣旨

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備
 - ✓ 当初予算化、活用期間の延長により、地方における計画的・安定的な取組を支援
 - ✓ 地方の自主性・独自性を確保しつつ、基金を通じた当面の政策目標を設定

当面の政策目標

- 都道府県ごと(政策目標3についてはブロック内の都道府県)に以下の目標の達成を目指す
26年中に策定する自主財源化計画において下記目標への対応を記載

＜政策目標1＞相談体制の空白地域解消

- 1-1 相談窓口未設置の自治体(20都道府県の95市町村)を解消

＜政策目標2＞相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センター設立促進(人口5万人以上の全市町、かつ人口5万人未満の市町村50%以上)
- 2-2 管内自治体の50%以上に相談員を配置
- 2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

＜政策目標3＞適格消費者団体の空白地域解消

- 3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進

26年1月現在、適格消費者団体は全国に11団体

「消費者裁判手続特例法」が成立(25年12月11日公布、公布から3年以内に施行)

同法施行に向け、適格消費者団体の設立促進